くまで小・中学校の校庭である事を自覚していただき、グランド整備は使用者において直ちに行い、翌日支障のないようにしてほしいことと校長と連携を密にして使用してほしい。

松村誠一議員―⑨グランド整備に必要な器具はどうするのか。

教育長―⑨施設の内容、器具については配慮していきたい。

松村誠一議員―⑩学校給食の米飯導入の見通しはどうか。

教育長―⑩先の議会でお答えしているが、米飯給食を取り入れる場合、センター方式か各校単独方式かということであるが、センター方式は巨額の経費が必要で現状では無理、給食センターへ委託するにしても受け入れに無理があり、単独方式では施設と人件費に無理がかかると思う。カロリーの問題もあるのでこれらをよく研究して、取り残されぬように転換していきたい。

松村誠一議員―⑪外かく団体数と補助金について問う。

企画財政課長―⑪助成団体は五十年度、五十九団体、一千二百九十万九千円、五十一年度、五十九団体、一千百八万円である。

産米売渡限度量をどのように割当てるのか

斎藤七左エ門議員―①昭和五十一年度産米の売渡限度数量について県から正式に指示があるが指示されたワク内で買入れられる数量からはみ出た分は余剰米の取扱いを受ける。本年は昨年より八千数百俵増加すると予想される。単作地帯である本市の農家にとっては大きな問題である。政府は水田総合利用対策事業を打ち出し本市においても八十一・八ヘクタールの水田をタバコ、大豆等を耕作することを義務づけている。指示のあった限度数量をいつごろまでに農家に指示し割当をどのようにするのか。また転作をどのように指導していくのか。

市長―①米の生産調整から始まった政府の農業政策から米の売渡限度量が年々変り農家は大変困っているのが実情。基盤整備もほぼ完了に近くなり、米の生産に力を入れようとしている矢先であり、ワクを設けられて気合い抜けしている。本市としては数量の拡大を強く要請していかねばならない。転作についても気候風土からむずかしく、もし可能でも採算がとれない点で問題が大きい。売渡数量については今後とも関係機関に働きかけていきたい。

農林課長―①今日指示がある。新聞によると九万四千三百六十三俵で昨年の一〇五%である。昨年は余剰米がかなり出て三回にわたって割当を請求し最終的には九万七千俵であった。限度数量の配分に三月中には終りたい考えで、配分方法は五十一年度作付面積、生産量、農家の保有米、過去三か年の実績をふまえて、関係機関と十分協議してやっていきたい。部落別に配分し、農家組合において個々の配分をしてもらう考えでいる。転作目標は野菜三十一ヘクタール、タバコ二十五ヘクタール、飼料十ヘクタール、大豆一ヘクタール、その他七・八ヘクタールの計画をもっている。

斎藤七左エ門議員―②売渡限度数量は今まで個人ごと割当ていたが、今回は農家組合長に部落ごとの割当をするということだがそれもやむを得ない。しかし果して農家組合長が目的どおりになるよう承諾するかどうか。

農林課長―②転作目標のことで農家組合長会議を開いているがその席で一応お願いしている。

斎藤七左エ門議員―③教育福祉会館が社会福祉、コミュニティーの場として建設されているがその目的によって、一階は福祉関係、二階は公民館と図書室など、三階は主に研修の場として使われる講座室、研修室、資料展示室などとなっているが、その運用が復合的要素をもっているどの課が担当するのか。維持管理についてどのように運営するのか。

市長―③会館の維持管理が大変だと考えている。市民会館は月約百五十万円かかり大きな財源が必要だ。最も合理的に運営していきたい。職員は現在の職員の中で運用し、電気技師については兼務でできないか検討する最終的には福祉事務所、公民館を移転し、どれかに責任をもってもらうようになると思う。経費は民生費から支出するのが妥当と思う。不便な点はいつでも改善し、本市の教育福祉の殿堂としてはずかしくない運営をしたい。

斎藤七左エ門議員―④福祉会館の設計をみると管理室の机の配置計画はお役所的で堅いイメージになる。また入口のドアにも問題がある。もっと気楽に活し合えるようにできないか。

市長―④管理室には福祉事務所を入れたい。福祉関係団体の事務室も一しょに入れる。職員等については十分配慮し、老人等に不便のない気楽に相談できるようにしたい。また、相談室については、肩身の狭い思いをしないよう気を配りたい。

斎藤七左エ門議員―⑤大用水の水路土砂上げ作業が始まり、断水状態となっている。本年は雪どけも早く乾燥が続いて住民は不安がっている。消防署は防火を呼びかけているが昭和町三丁目周辺は消火せん(栓)もなく何日も断水することは非常に危険作業期間を短縮してほしい。水門付近の止水困難なものは本年工事をやれないか。消火せん(栓)の設置計画はどのようになっているか。

市長―⑤市街地の水量確保のため水路の清掃を早くするよう配慮したい。断水については消防署と連絡してやっている。この間に事故のないよう努力していく。

消防署長―⑤自然水利(大用水新用水)を利用した消火が第一義的である。消火せん(栓)も普及し大きな消火力となっているフェーン現象が起きやすい時期と農閑期を利用し工事をするのが一致するので困るが立場上やむを得ない。できるだけ工事期間を短縮するよう働きかけ断水期間を短くしたい。昭和町三丁目周辺の水利はケイテー昭和工場付近の消火せん(栓)と貯水池の水を利用して消火に当たる考えでいる。

斎藤七左エ門議員―⑥市役所前の駐車場では収容能力に限界がある。秋には教育福祉会館も完成する。多くの市民が集まるところに駐車場がないのでどうにもならない。将来駐車場をどうするのか。パーキングメーターを設置して時間規制をはかる考えはないか。また会館が完成すると市役所の裏口を改装する必要が生じてくるのではないか、将来現在の裏口が表玄関になるのではないか。

市長―⑥本市には公営の駐車場は全くない。役所前駐車場のあり方も検討していく。駐車場は簡便なところに作るようにと考えている。元禄線沿線か、役所の玄関を改修して消防署を移転し、三十台ぐらい駐車できるようにと考えている。

臨時市議会
衛生管理組合議会議員を選出

勝山市臨時市議会は、四月七日開かれ、勝山・上志比衛生管理組合議会議員の選挙が行われました。

この組合議会は議員八人をもって構成され、勝山市は五議席、上志比村が三議席、それぞれの議会議員の中から選挙で選ばれます。

この選挙に当選された方は次のとおりです。

(順不同・敬称略)

島田実也　池内敏雄
山内宮栄　白野斉次郎
斉藤七左エ門

医療費のムダづかいが保険税をあげる

■ムダな医療費は使わない

保険税を完納していただくと同時に、医療費のムダ使いは絶対にしないようにしてください。医療費が増えることは、保険税をそれだけ多く納めていただく結果になるので、ムダな診療はやめましょう。

■医者を信じ、マジメな診療を受けよう

患者が病気に対して不安なのか次から次へと医者をわたり歩く"ハシゴ診療"をする人がかなり多く、余分の医療費が使われムダになるだけでなく、いろんな薬がまざり危険ですし、治療の妨げにもなります。ゴミといっしょにたくさんの薬が捨てられている事実も多くあります。病気のことは医者にまかせ、医者を信じて忠実に診療をうけましょう。

■大幅値上げ　休日・深夜加算

今回の医療費値上げは、特に時間外、休日深夜などの診療の加算料が大幅に引き上げられました。

時間外加算では、初診料の時間外加算は今までの三百円が五百円に、休日加算は千円から千五百円に、深夜加算は千五百円から二倍の三千円になりました。

また、小児科診療も値上げ幅が大きく、子どもがカゼで発熱し夜中に診療を受け三日間通院したとすると、医療費の総額は今までは三千四百四十円だったのが五千四百二十円と五七・五%のアップになり、患者の窓口負担も五百九十四円の増加になります。

時間外、休日診療は医者にも迷惑がかかるだけでなく、高い加算料がつきますから、やむを得ない場合を除いて、常に注意して時間内診療を受けるように心がけてください。

■治療より予防を

病気になって治療を受けるより病気にならないようふだんから心がけることが大切です。体力が充実しておれば少々の病気は受けつけません。

睡眠を十分とる。過労をさける。偏食はしない。栄養を考えた食事、適当な運動など日ごろの心がけで病気はさけられます。そして成人病検診や予防接種は進んで受け、健康なからだを保つようにしてください。

異動があったら届出を

職場の健康保険に加入していた人が、退職したら国民健康保険に加入しなければなりません。また、就職して職場の健康保険に加入したら国民健康保険から脱退しなければなりません。

これらの異動は本人の届出によって手続きされるもので、自動的に行われません。

退職した方が国民健康保険に加入手続きをおこたっていて病気になってから、あわてて申し出される場合や、脱退手続きをしないため保険税が課税され納付書が届いてから異議を申し立てる方がたくさんあります。

いま一度お手元の保険証を確かめてください。

◇手続きに必要なもの

(加入のとき)

職場の退職年月日、国保の保険証(あるときのみ)印鑑

(脱退するとき)

職場の保険証、国保の保険証

医療費30%アップ　やむなく保険税16%引き上げ

国民健康保険は加入者のみなさんが保険税を出し合い、これに国や市もお金を出して病気になった時、だれもが生活が困難にならないよう助け合う制度です。

■医療費の必要額七億五千万円

勝山市の国民健康保険は市の人口の三分の一強の一万二千人ぐらいの人が加入していますがこの人達が五十一年度中に必要だと推計される医療費は約七億五千万円になり、これを加入者一人当たりの額にすると六万七千六百円になります。

■医療給付費一人当たり五万一千円、前年度比三〇%の増

国民健康保険で医者にかかった場合、医療費の三割は患者が負担します。残りの七割を国民健康保険が支払います。医療費の総額七億五千万円のうち、患者が負担する三割分を差し引いた七割に当たる額と高額療養費などに、その他保険給付費を加えたものが必要とする医療給付費の総額となるのです。その金額が五億七千万円で国保会計の総額約六億円の九五%に当たります。このため一人当たりにすると五万一千円にもなり、前の年と比較して三〇%の増加となります。

■なぜこんなに上がるのか

医療費がなぜ三〇%も上がるのか疑問に思われるでしょう。医療費は毎年自然的に十七%程上がっていきます。これは新しい薬がどんどん使われ、医術が進歩し、その上加入者の受診率が高くなる結果からです。これらの自然上昇とともに老人医療費の無料化、高額医療費といって患者の自己負担が一か月三万円以上になった場合、三万円を超えた額については全部後日患者に払い戻す制度が昨年一月から実施されたこと、また四十九年度に実質五〇%近い医療費の引き上げなどが加わって医療費は毎年増加しています。

■四月一日から、また医療費が上りました

新聞報道などで承知されていると思いますが、この四月一日から平均九%の医療費の引き上げがありました。今度の値上げは病院と小児科に重点がおかれ入院については一六%近く上がることになり、結局前年度に比べ三〇%程増えるものと推計されます。

■医療費が上がれば保険税も上がるのです

医療費がこのように増えてくると国の補助も増えてはきますが加入者の負担する保険税も上げなければ医療費が払えないのです。

■一六%保険税を引き上げなければ採算がとれません

ことしは昨年よりも一六%保険税を上げさせていただきました。それは三〇%の医療費の増加に対し、できるだけ加入者の負担を軽くするよう努力しましたが、どうしても一六%上げなければ国保会計がパンクしてしまうのです。

■一人当たり一万九千七百円の保険税

今回の一六%引き上げで一人当たり保険税が一万九千七百円となります。一人当たりの医療費五万一千円のうち、一万九千七百円を税で負担していただくわけです。

■保険税の完納にご協力を

何かと値上がりの多い時に保険税の引き上げは、またまた、家計を圧迫することになると思いますが、保険税は医療費をまかなうために使われる目的税でどうしても必要な財源なのです。加入者は納期までにぜひ完納してくださるようご協力ください

中日友好協会の招きで 高野市長が訪中

山形県知事・板垣清一郎氏を団長とし、新潟市長・川上喜八郎氏を秘書長とする日本海沿岸自治体首長第一次友好訪中団（二十人・報道記者を含む）は中日友好協会の招きにより、四月十九日羽田空港を出発、五月二日まで中華人民共和国を友好訪問します。

高野勝山市長も訪中団の一員としてこれに参加することになりました。福井県からは、高野市長のほか、笠原武武生市長、寺島利鏡大野市長、井上福美今立町長の四人です。この代表団は日本海沿岸の山形、新潟、福井三県各自治体首長によって合同構成された友好訪中団で、中国各地で中国各界の人びとと対話し、中国人民が築きあげた成果に接することで、今後更に日中友好のかけはしにすることをねらいとしており、特に日本海沿岸地域住民との交流を深めようとするものです。

出発に当たって、高野市長は「中国を訪問できる機会を得たことをうれしく思っている。中国は我が国と違った社会制度であるが、歴史的にも文化往来が深く、その関係は密接なものがある。訪問中は各界の人びとと話し合い、国情をつぶさに視察するとともに友好親善に努力したい」と話していました。

勝山・上志比衛生管理組合発足

し尿処理場建設へスタート

勝山市と上志比村のし尿処理のため、共同で処理施設を建設し、運営管理する勝山・上志比衛生組合が四月一日付けで設立認可され、四月十二日午前十時から勝山市役所会議室で初の組合議会が開かれました。この議会で正・副議長の選挙が行われ議長に島田実也氏（勝山市）副議長に朝井幸武氏（上志比村）が当選されました。

直ちに議事にはいり、昭和五十一年度一般会計予算二億八千二百六十万五千円など九議案を上提、慎重に審査されいずれも原案どおり可決されました。なお、組合監査委員に白野斉次郎氏（勝山市）南部政義氏（上志比村）が選任同意されました。

いよいよ新し尿処理場建設がスタートしました。この処理場は広報二三六号でお知らせしたように、現処理施設を稼動しながら一日五十㌔㍑（三万六千人分）のし尿処理施設を建設するもので五十一年、五十二年の二か年の継続事業で五十二年秋の完成を目指しています。

勝山・上志比衛生管理組合
議会
議長　島田実也（勝山市）
副議長　朝井幸武（上志比村）
議員　服部那則（上志比村）
〃　鈴木小兵衛（〃）
〃　山内宮栄（勝山市）
〃　池内敏雄（〃）
〃　白野斉次郎（〃）
〃　斉藤七左ヱ門（〃）
監査委員
組合議会議員
白野斉次郎（勝山市）
知識経験者
南部政義（上志比村）
組合執行機関
管理者　高野春三（勝山市長）
副管理者　鈴木国男（上志比村長）
参事　池田勤也（勝山市助役）
〃　山田　章（上志比村助役）
収入役　笠川　馨（勝山市収入役）
組合事務所（勝山市役所内）

気をつけよう 耕耘機の運転

勝山署・農協が指導点検始める

耕耘機の整備点検と運転指導パトロールをする勝山署員と市農協職員＝鹿谷町西遅羽口で

三月十六日、二十六日に鹿谷町と昭和町二丁目で耕耘機による死傷事故が二件も続きました勝山警察署と市農協はこのことを重視、四月十五日から五月十四日までの一か月間指導・点検パトロールを始めました。

市内には約二千台の耕耘機がありますが、特にお年寄りや婦人など運転未熟者を対象に、交通ルールや操作、機械の整備点検等を署員と農協の自動車整備士が巡回指導点検し、耕耘機による事故防止を呼びかけています。農業機械による事故防止に点検と安全運転を心がけよう。

県政広聴員に中上さんら11人

福井県はこのほど昭和五十一年度県政広聴員に中上陽子さん（元町一）ら十一人を委嘱、広く対話県政を推進することになりました。県政に対する苦情や要望がありましたら県政広聴員にお話しください。広聴員の方はこれら苦情や要望を県民相談室に連絡、適切な処置、結果を回答してくださいます。ことし一年活躍いただく広聴員の方は次のとおりです。

（順不同、敬称略）

中上陽子（元町一）
桝家嘉男（沢町二）
大竹口茂（北谷町木根橋）
多田善左ヱ門（村岡町滝波）
倉田啓子（野向町北野津又）
原　耕一（平泉寺町平泉寺）
端場　隆（遅羽町蛯崎）
水上弥生（荒土町細野口）
吉田一栄（鹿谷町志田）
立平光子（北郷町上森川）
鳥山　肇（猪野）
▽福井県環境モニターに、松村宇市さん（元町一）と乾栄子さん（元町二）のお二人が再任されました。

消費生活モニターに浅野さんら15人

市はこのほど昭和五十一年度消費生活モニターに浅野勝子さん（芳野町二）ら十五人を委嘱しました。

市役所会議室で開かれた委嘱式で池田助役からモニター一人ひとりに委嘱書が手渡されました。このあと池田助役はあいさつに立ち、「消費生活モニターとして一年間活躍していただくことになりご苦労さまです。消費者意識も高まりつつありますが、行政と消費者のギャップをうめるパイプ役としてがんばってください」と述べました。

係からモニターの役割や物価調査の要領などの説明をうけた後、県生活科学センター所長の木村匡美さんから消費生活と消費者の権利などについて講義を聞き、委嘱式と第一回研修会を終りました。モニターのみなさんは次のとおりです。

（順不同、敬称略）

浅野勝子（芳野町二）
山田英子（元町二）
江守邦子（元町三）
富山明子（昭和町一）
工藤美恵子（旭町一）
山口紀子（元町三）
京道政子（西高島）
大林鈴子（平泉寺町平泉寺）
黒田　文（郡町一）
斉藤文子（北谷町河合）
比良野万里子（野向町竜谷）
鈴木芳枝（荒土町堀名中清水）
表家絹代（北郷町伊知地）
牧野幸子（鹿谷町保田）
清水絹枝（遅羽町大袋）

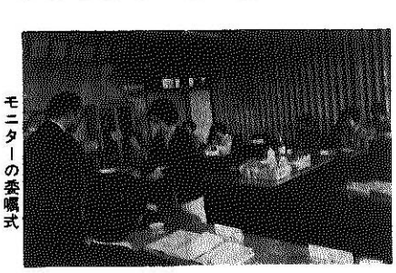

モニターの委嘱式

子どもの問題 実は大人の問題

地域ぐるみで道徳教育を

学力や体力が、子ども達の身につくよう指導することは学校として重要な課題です。それと同時に子ども達の人間性を育てることはもっと重要です。

知育、徳育、体育に調和のとれた人づくりは教育の今日的課題であります。勝山市内小・中学校十三校では以上の課題解決のため、一致協力して昭和五十年春以来、従来から進めてきました道徳教育をより一層強化してまいりました。文部省指定道徳教育協同推進がそれにあたります。

市では、昨年六月各学校の子ども達やご父兄、先生方の三者を対象に道徳性についての実態調査を実施しました。調査の中に今の子どもについて父兄から見た気がかりな点という項目がありましたが、集計の結果次のような点がでてきました。

(1)どうも勤労意欲に欠けるのではないか。
(2)どうも物ごとに対して、ねばりがないのではないか。
(3)どうも考え方が自己中心的で気ままではないか。
(4)どうも物を粗末にするのではないか。
(5)どうも口先だけ達者ではないか。
(6)どうもお金に結びつけてものを考えがちではないか。

以上は、勝山市の子どもにだけ見られる一般的な傾向ではなく、濃淡程度の差はあろうが全国的に見られる傾向ではないかと考えられます。更に重大なことは、むしろ子どもというより大人自身がそっくりいただかなくてはならない傾向ではないかということです。

過去二十年余りの高度成長経済の中で、物質主義、消費主義の流行によって、私たち大人自身が人間として大切なものをどこかに置き忘れてきた結果が今日の状態を生み出しているといえます。こうした風潮を検討し昨年春から市内の小・中学校では、道徳教育の徹底を図るため次のような事柄を推進して来ました。

(1)一週一時間の道徳教育の時間を大切にし、子ども達のものの見方、考え方、感じ方をより高いものに育てる。
(2)教科の学習や学級会活動、児童会、生徒会活動、学校行事やクラブ活動、部活動などの実際の場を通して、道徳性豊かな実践的態度を育てる。
(3)具体的実践運動を学校の中はもちろんのこと、父兄や地域住民とも手を取り合って推進する。

以上三点を心して進めてきました。何分短期間のことですから、目に見える成果はありません。しかし、継続することによってその成果は必ず得られると思います。

本年度も更に力を注ぎ、特に学校の教育計画の中に、汗を流して働く場を設定し、勤労を通してお互いの連帯感、責任感、勤労の尊さ、物の大切さなどを実感として受けとめ、体得していく教育を考えている学校や、〝あいさつ運動〟や〝ゴミを出さない・ゴミを拾おう運動〟などの実践を家庭、地域ぐるみで推進していこうという学校もあります。簡単に行えそうでいてもこれらが日常の生活の中に定着させることのむずかしさをふまえ、学校のこうした姿勢考え方を理解していただき、家庭の側から、地域住民の側から自分達の問題としてとらえ、協力連携してくださるようお願いします。

市教育委員会学校教育課

農作業標準賃金決まる

勝山市農業委員会はこのほど会議を開き、昭和五十一年度の農作業標準賃金を次の表のとおり決定、告示しました。

1．農業労働標準賃金表
（1日8時間当たり賄含まず）

作業別＼男女別	男	女
一般作業	4,000円	3,200円
田植	4,500円	4,500円

2．農業機械作業の標準賃料

作業名		単位	賃金額
耕耘機	田耕起	10 a	4,000円
	荒がき	10 a	2,000円
	代がき	10 a	4,000円
トラクター	田耕起	10 a	3,600円
	代がき	10 a	4,400円
動力田植機		10 a	4,300円
田植機用育苗		10 a	11,000円
コンバイン		10 a	11,000円
もみ摺		60kg	200円